

2013 年 2 月 13 日

流山市長 井崎 義治 様

日本共産党東葛地区委員会
日本共産党流山市議団

放射性焼却灰についての申し入れ

東葛地域のごみ処理施設の焼却灰から、国の基準を超える放射性物質が検出され、処分できない灰の問題について、松戸市、柏市、流山市、我孫子市、印西地区環境整備事業組合 4 市 1 組合が、千葉県に対し、放射性物質を含む焼却灰等の一時保管場所等の確保について緊急要望を行いました。これを受け千葉県は、手賀沼流域下水道終末処理場を一時保管場所に決定し、昨年 12 月 21 日に柏市、松戸市の高濃度放射性焼却灰を、手賀沼終末処理場に搬入しました。しかし、同処理場周辺の住民に対し、納得できる説明は行われておらず、住民合意のないままの強行搬入です。

我孫子市の広域近隣住民連合会は、「手賀沼終末処理場高濃度放射能汚染焼却灰の一時保管施設設置反対」の署名 16,320 筆を昨年 11 月 16 日に県に提出しています。さらに同連合会は、12 月 13 日に総務省公害等調整委員会に、1. 放射性物質を外部に漏出させない構造物等を有する施設とする。2. 施設を完成し、かつ、最終処分場を確保するまで搬入しないこと。3. 平成 27 年 3 月末限りで撤去する。の調停を申請しました。

同連合会は、「我孫子市民が安全で安心な生活が送れる一時保管施設を要求しているのであり、調停を求める事項が確保でき、安全性が担保できれば、一時保管施設の運用は致し方ないと考えている」としています。

日本共産党は地元住民および自治体、議会への十分な説明と話し合いを継続するとともに、地元の理解と合意が得られないままの強行搬入は中止するよう求めるものです。

そこで、以下の通り申し入れます。

1. 排出者等による指定廃棄物の保管について、特措法 16 条及び 18 条に基づき自区内処理、排出者責任が基本であるが、逼迫した事態に鑑み、一時保管施設の設置はやむを得ない。しかし、施設設置の前提は、あくまで近隣住民の合意と納得に基づく中でなければならない。手賀沼終末処理場周辺の住民合意が得られるまで持ち込みを中止すること。
2. 現在搬入が強行されている手賀沼終末処理場の一時保管施設は簡易テント等ではなく、柏市等で行っているような、ドラム缶に入れた後ボックスカルバート（コンクリート製施設）に収納するなど、水害や暴風など自然災害においても放射性物質を外部に漏出させない構造物等を有する施設とするよう、県に対して強く要請すること。
3. 4 市 1 組合としても、県に対して、施設、搬入等について一時保管施設を近隣住民が納得できる内容にするよう要請すること。
4. 流山市の搬入計画を公表すること。

以上